



7月20日は 中小企業の日

日本経済を支えている中小企業・小規模事業者。

彼らの魅力を全国に発信し、
「もっと暮らしをよくするんだ」
「自分の住んでいる地域の発展に貢献するぞ」
など同じ志を持っている企業が互いに刺激しあいながら、
令和の時代にさらなる成長の契機となるように制定しました。

**7月20日は「中小企業の日」、
7月は「中小企業魅力発信月間」です。**

※昭和38年7月20日に中小企業基本法の公布・施行がされました。

お問合せ先 **中小企業庁 総務課** ☎ **03-3501-1511(内線5151~5)**(平日9:30-17:00(12:00-13:00を除く))

イベント情報等は、中小企業庁ホームページに掲載しています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/soudan/day.html> **中小企業の日** **検索**



中小企業庁